

申請に対する処分

処分名	法定外公共物の占有許可
根拠法令	奄美市法定外公共物管理条例第4条第1項第1号
所管課	土木課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

法定外公共物占有の許可を受けようとする人又は団体

(2) 申請の方法

「法定外公共物占有(変更)許可申請書」(奄美市法定外公共物管理条例施行規則別記第1号様式)に、当該様式に掲げる書類を添付して提出する。

(3) 許認可等の要件

公共用財産としての用途又は目的を妨げない限度で、「奄美市法定外管理条例」(平成18年条例第177号)及び「奄美市法定外公共物管理規則」(平成18年規則第135号)に定めるもののほか、この基準に基づき的確に審査するものとする。

2 標準処理時間

10日